

新たな過疎対策法の制定等に関する  
要 請 書

【令和2年7月】

福島県過疎地域市町村協議会

会長 福島県知事 内 堀 雅 雄

# 新たな過疎対策法の制定等に関する要請

過疎対策につきましては、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進む過疎地域においては、集落機能の低下、耕作放棄地や空き家の増加、森林管理の放置による森林の荒廃、それに伴う鳥獣被害や水害の発生など、極めて深刻な状況に直面しております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献を果たしてきたところではありますが、それらは過疎地域の住民によって支えられてきたことは言うまでもありません。

したがって、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることが、同時に都市部を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであります。

さらに、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中の弊害を顕在化させたところであり、この抜本的な是正を図ることは、我が国の危機管理の観点からも重要かつ喫緊の課題であることから、人や経済を地方に呼びこみ、都市と過疎地域を含めた農山漁村の交流を活発化させるための対策をさらに推進していかねばなりません。

つきましては、**現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で失効することとなりますので、引き続き、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現が図られるよう、新たな過疎対策法の制定を強く要請いたします。**

また、新たな過疎対策法においては、次の事項について特段の配慮を賜いますよう、併せて要請いたします。

## 1. 過疎地域が果たす役割の再評価、新しい過疎対策の理念の確立

国民共有の財産である多面的・公益的機能など、過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、現在の社会情勢や過疎地域の現状に即した、今後の新しい過疎対策の理念を確立させること。

## 2. 適切な指定要件・指定単位の設定

過疎地域の指定要件については、「人口減少率」と「財政力指数」を基本とし、過疎地域の特性や果たしている役割等を的確に反映したものを設定すること。また、「指定単位」については、新たな過疎法においても市町村単位とし、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め、現行の過疎地域を引き続き指定対象とすること。

### 3. 過疎市町村の財政基盤の確立

過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、地方創生に係る交付金や地方交付税等の充実により過疎市町村の財政基盤を強化すること。また、現行の過疎対策事業債制度を存続するとともに対象事業の拡大を図ること。

### 4. 過疎地域の環境と特性を生かした産業の振興

過疎地域における新たな雇用の場の創出等による地域活性化を図るため、農林水産業、観光業、地場産業について、それぞれの地域の環境と特性を生かした産業振興や、新しい技術を活用した産業創出の支援措置、企業の進出等に対する税制等の優遇措置を充実強化すること。

### 5. 生活基盤の確立

過疎地域において住民が安心・安全に暮らせる生活基盤を確立するため、医療・介護・福祉提供体制の充実、生活交通手段の確保、道路や上水道・簡易水道・下水道などの生活環境基盤の強化、教育環境の整備、防災・減災対策などについて、広域的な連携も含めた課題に対応するための仕組みと支援措置を充実強化すること。

### 6. 集落対策等の推進

過疎地域における深刻な人口減少、高齢化に対処し、持続可能な地域社会の実現に資するため、地域運営組織などの集落対策、都市との交流、移住・定住対策、関係人口の創出・拡大、地域コミュニティ活動、多様な主体の協働による地域社会の活性化や地域を担う人材の育成等を積極的に支援するための対策を強化すること。

### 7. 高度情報通信基盤や道路網の整備促進

都市との交流等により地域社会の活性化を促進し、過疎地域における産業の振興、住民の生活基盤の確立及び集落対策等の推進を支える土台となる、第5世代移動通信システム（5G）を含む高度情報通信基盤及び高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、支援措置を充実すること。

### 8. 都道府県の役割の明確化と必要財源の確保

新たな過疎対策においては、都道府県の役割を明確化し、必要な財政措置を講じること。

# 福島県過疎地域市町村協議会構成一覽

会長 福島県知事 内 堀 雅 雄  
 副会長 川内村長 遠 藤 雄 幸  
 副会長 南会津町長 大 宅 宗 吉

伊達市長 須田博行	三島町長 矢澤源成
二本松市長 三保恵一	金山町長 押部源二郎
田村市長 本田仁一	昭和村長 舟木幸一
喜多方市長 遠藤忠一	会津美里町長 渡部英敏
川俣町長 佐藤金正	矢祭町長 佐川正一郎
下郷町長 星 學	塙 町 長 宮田秀利
檜枝岐村長 星 明彦	鮫川村長 関根政雄
只見町長 菅家三雄	石川町長 塩田金次郎
北塩原村長 小椋敏一	平田村長 澤村和明
西会津町長 薄 友喜	古殿町長 岡部光徳
磐梯町長 佐藤淳一	小野町長 大和田 昭
猪苗代町長 前後 公	浪江町長 吉田数博
会津坂下町長 齋藤文英	葛尾村長 篠木 弘
湯川村長 三澤豊隆	飯舘村長 菅野典雄
柳津町長 小林 功	